

山形県鶴岡市農業委員会の概要と取組み

1 鶴岡市の耕地面積等

鶴岡市は、平成17年10月に、1市4町1村が合併し、東北一広い市となった。庄内平野が広がる米どころで、米をはじめ、だだちゃ豆やメロン、庄内柿、あつみかぶなど、一年を通じ多彩でおいしい農産物を生産し、全国に提供している。

経営耕地面積	16,306 <small>ヘクタール</small>
販売農家	3,838戸
主業農家数	1,167戸
65歳未満の農業専従者がいる農家数	1,018戸
準主業農家数	1,136戸
65歳未満の農業専従者がいる農家数	555戸
副業的農家数	1,535戸

2015農林業センサス



だだちゃ豆



あつみかぶ

2 農業委員会の体制

(1) 委員の構成

令和2年11月26日現在

区 分	人 数	備 考
農業委員	20人（内女性 3人）	農業者18人 非農家2人
農地利用最適化推進委員	31人（内女性 4人）	農業者31人

(2) 事務局体制

令和2年4月1日現在

区 分	人 数	備 考
本所（藤島地域）	9人	専任
鶴岡分室	4人	農政部門との併任
羽黒分室	5人	農政部門との併任
櫛引分室	4人	農政部門との併任
朝日分室	4人	農政部門との併任
温海分室	6人	農政部門との併任

(3) 部会の構成

令和2年11月26日現在

区分	農業委員	推進委員	地域
東部農地部会	10人	15人	藤島、羽黒、櫛引、朝日
西部農地部会	10人	16人	鶴岡、温海

(4) 専門委員会・広報編集委員会

令和2年11月26日現在

営農・担い手専門委員会	18人
食育・地産地消専門委員会	18人
広報編集委員会	14人

※会長以外の50人で構成

3 農地利用の最適化の取組み

(1) 農地の集積・集約の取組み

農地の集積については、農業者のリタイア等により毎年一定程度上昇していくものと考えられるが、集約を進めていくうえでは、より踏み込んだ対応が必要であり、農業委員会では「分散の防止」「分散の解消」の両面で取り組んでいる。※R2.3 現在の農地集積率 76.4%

ア 農地中間管理機構活用による圃場分散の防止

リタイア農業者が農地を貸付けする場合に、受け手を指定しない、いわゆる「白紙委任」を推進する観点から、農地中間管理事業の利用を促進し、農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が地域での農地調整を行っている。

具体的には、リタイア農業者等から農業委員・推進委員へ農地移動の相談があった場合は、委員が地域農家のまとめ役として農地調整を行ったり、あるいは地域のまとめ役である「生産組合長」に農地調整をお願いするなど、委員が地域に足を運びながら分散の防止に努めている。

イ 農地中間管理事業との連携

農地中間管理事業については、前述のとおり圃場の分散防止には一定の成果が上がっている。また、機構業務の中で農地調整業務については、鶴岡市農業振興協議会（市、農業委員会、JA等により構成）が受託しており、農業委員会が農業振興協議会の中心的役割を發揮し、農地調整の現場活動は適切に行われているものと考えている。

なお、事務の現場としては、できるだけ事務負担の軽減に繋がるよう、様式の簡略化を図ってほしい。

ウ 「耕作地の交換」による圃場分散の解消

平成29年に、藤島地域において「耕作地の交換」の取組みをモデル的に行い一定の効果があつたことから、以降、全市的にその取組みを推進している。推進にあたっては、広報、座談会資料等により行ってきたが、今年度から

委員が地域に働きかけるなどして実施地域を指定(令和2年度は鶴岡地域を予定)して行うこととしている。この取り組みは、行政側からの一方的な取り組みではなく、「圃場が分散していて耕作が不便」という農業者が集まって交換の話し合いをするものであり、あくまでも主役は農業者であり、農業委員会はそのきっかけづくりが役目となる。

(農地集約モデル事業の概要)

- ・実施地域 藤島地域
- ・実施方法 「耕作地の交換」を希望する農業者が一堂に会して、交換の話し合いを行う。
- ・参加者 9経営体
- ・移動面積 3.5ha(7筆)



(モデル的に行った耕作地の交換の様子H29.12)

交換を希望する農業者が集まり、大判の図面を囲んでの活発な話し合いが行われた

また、農地の団地化の機運が高まっている地域においては、農業委員・推進委員が積極的にかかわり、農地の調整により団地化に繋がるケースもでてきている。今年度の事例としては、羽黒地域において、山形県農業会議の助言もいただきながら、委員がエリア内31経営体の意向をとりまとめ、13haの団地化(受け手7経営体)に繋げた。

(2) 耕作放棄地対策の取り組み

耕作放棄地対策については、従来の農地の利用状況調査による現状把握・指導や農地の再生等の「事後対策」に加えて、地域主体の「未然防止」対策に着目して取り組んでいる。未然防止で重要なのは、地域の農業者が「地域の農地は地域で守る」という意識の醸成であり、地域農業者が主体的に取り組むようなきっかけづくりを農業委員会で行って行く必要がある。

具体的には、地域に設置している「農用地利用等調整委員会」によるチラシの発行や、農業委員会広報、座談会資料への啓発記事の掲載等により行っているが、今後更に地域農業者の話し合いにおいて「あの圃場（荒れた農地）をこのままにしてはられない」というような話題が身近にでてくるような雰囲気づくりを構築していきたい。

(農用地利用等調整委員会の概要)

- ・ 設置数 11箇所
- ・ 構成 農業委員、推進委員、その他地域農業者15人程度
- ・ 活動 農地の利用状況の把握、農地に関する情報交換等

(3) 新規就農者の支援

新規就農者支援の一環である「農地の確保」の対応として「アグリランドバンク（新規就農者支援型）」を創設し、「新規就農者の支援の観点から自分の農地の一部を提供できる農業者」をあらかじめ登録し、借入希望があった場合は、登録者との面談を経て、貸借へと繋げていく取り組みを行っている。

また、今後は農地の他に、農機具・倉庫等の確保や地域でのアドバイス等も委員活動の一環として取り組むこととしており、現在、進め方を模索しているところである。

(アグリランドバンク（新規就農者支援型）の概要)

- ・ 支援登録者 12経営体
- ・ 提供可能面積 各支援農業者が可能な範囲で設定
※現在の登録者では0.1～10haに設定されている。

4 農業委員・推進委員の意識啓発

ア 委員による意見交換の場の設定（必要に応じて随時）

農業委員会が新たな取組を行う場合は、委員による「意見交換」の場を設けている。委員のほとんどが農業者であり現場の状況を把握していることから、意見交換を通じてより実践的な取組となるとともに、委員の意識向上にも繋がっているものと考えている。

イ 農地現地研修（年1回）

本市は合併により広域になったことから地域の事情は様々である。51人の委員が全市的に事情を認識できるよう、委員が地域で苦慮している事例を出し合いながら現場を確認し、その後の対応を考えるものである。

ウ 定例の勉強会（毎月1回）

農業委員会の総会、部会等の機会を捉えて、勉強会を実施している。この度の改選（令和2年11月）からは、毎月の農地部会の後に、ワンポイントレッスンとして各種制度の研修、その時々話題の提供、意見交換等を行っていく。

エ 各種研修会への参加（随時）

全国農業会議所、山形県農業会議主催の農業委員・推進委員の研修会には積極的に参加することとしている。（一般、新任者、女性委員等）